

処 分 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第58条の4
処 分 の 概 要： 過積載車両に係る指示
原権者（委任先）： 大分県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 使用者が当該運転者に対して過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合・ 同一の車両について過積載走行が繰り返された場合・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われた場合 等である。
問 合 せ 先： 大分県警察本部交通部交通指導課指導取締係（電話 097-536-2131）
備 考：